

令和2年5月13日

保護者の皆様へ

しんあい保育園
園長 山本 重治

給食費等の4月分の請求について

若葉の鮮やかな季節、皆様におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルスの対応では、子どもの行事の中止や生活上の制約、毎日の検温への協力、登園の見合わせ等何かとご不便をお掛けしております。

さて、現在沼津市保育園連盟において、登園の自粛期間の給食費（副食代等）の自己負担分について協議しています。令和2年4月分の給食費の自己負担分の請求時期となりますが、給食費については、次月に4月分と5月分を合わせて請求をさせていただきたくお知らせします。また、本園の手続きの関係で、みかん組・ばなな組・ぶどう組の園児の延長保育料につきましても、4月分と5月分を合わせて請求をさせていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

次月に2か月分の請求となり誠に申し訳ございませんが、ご理解の程何卒宜しくお願い致します。